

四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 4 号

四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則
四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和 5 3 年四日市市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則
第2条の規定による意見の聴取の請求書

年 月 日

四日市市長

請求者

住 所

氏 名

年 月 日付け第 号で通知がありました措置について異
議がありますから意見の聴取を行うことを請求します。

四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則

第3条の規定による意見の聴取の開催の通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

建築基準法第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり公開による意見の聴取を行いますからご出席ください。

記

- 1 意見の聴取の事項
- 2 意見の聴取の期日
- 3 意見の聴取の場所

- 注意
- (1) 出席の際はこの通知書を持参してください。
 - (2) 本人が出席できないときは、あらかじめ市長に委任状を提出して代理人を出席させることができます。
 - (3) 本人又は代理人が出席しないときは、意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなします。ただし、本人又は代理人は、意見の聴取の事項に関して市長に陳述書等を提出することができます。
 - (4) その他詳細は、四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則を参照してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成 2 7 年四日市市規則第 2 2 号）	(略)	
四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 2 6 年四日市市規則第 3 5 号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市風致地区内における	(略)	

<p>建築等の規制に関する条例施行規則（平成27年四日市市規則第22号）</p>		
<p><u>四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する法律施行細則（昭和53年四日市市規則第7号）</u></p>	<p><u>第1号様式</u></p>	
<p>四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年四日市市規則第35号）</p>	<p>（略）</p>	
<p>（略）</p>		

（都市整備部建築指導課）